

答申行政第4号

答 申

第1 審査会の結論

岡山県教育委員会（以下「実施機関」という。）が行った、公文書一部開示決定は妥当である。

第2 異議申立てに係る経緯

- 1 異議申立人は、平成20年2月26日、岡山県行政情報公開条例（平成8年岡山県条例第3号。以下「条例」という。）第5条の規定により、実施機関に対して、「岡山県立〇〇高校のいわゆる未履修関係文書で保管中のものすべて」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。
- 2 実施機関は、本件開示請求に係る公文書として、①岡山県公立学校長に対する行政措置について、②県立高等学校における必履修教科・科目の不適切な取扱いについて、③必履修科目の時間数不足に関する報告書、顛末書及び添付書類、④地歴A科目の1単位補充授業について、⑤「地理歴史A」科目履修時間不足問題について（お詫び）（保護者あて）、⑥「地理歴史A」科目履修時間不足問題について（お詫び）（卒業生あて）、⑦「地理歴史A」科目履修時間不足に係る回復措置等について（決定連絡）（3年生保護者あて）、⑧「地理歴史A」科目履修時間不足に係る回復措置等について（2年生保護者あて）、⑨緊急保護者会説明内容要旨、⑩緊急保護者会質問・意見内容、⑪調査書記載内容の誤りと訂正について（お詫び）、⑫学校要覧（平成14年度～平成18年度）、⑬クラス編成表（平成14年度～平成18年度）を特定した上で、②及び③のうち「顛末書及びその添付書類」については条例第7条第2号（個人情報）及び同条第6号（行政執行情報）に該当し、①のうち「行政措置一覧（案）中厳重注意を受けた職員の職名、氏名、年齢及び前職」については条例第7条第2号（個人情報）に該当するとして非開示とする公文書一部開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、平成20年3月3日付けで異議申立人に通知した。
- 3 異議申立人は、本件処分を不服として、平成20年3月27日、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、実施機関に対し異議申立てを行った。
- 4 実施機関は、平成20年4月10日、条例第17条の規定により、岡山県行政情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に対して、本件処分に係る公文書の開示の可否の決定について諮問した。

第3 異議申立人の主張要旨

- 1 異議申立ての趣旨
異議申立ての趣旨は、本件処分を取り消し、非開示とされた「顛末書及びその添付書類」で条例第7条第2号及び同条第6号該当事実を除く部分で、当該事案の事実関係についての記述がある部分について開示を求めるといものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書及び意見書において主張している異議申立ての理由は、概ね次のとおりである。

なお、異議申立人から口頭による意見陳述の希望はなかった。

- (1) 顛末書及びその添付書類について、少なくとも顛末書作成者は、公務員でしかも監督者である。市民あつての行政であり、虚偽の事実を顛末書に記載するなど絶対許せない。

公開されるのは大前提であり、少なくとも事実関係については個人情報ほとんどないと考える。

- (2) 嚴重注意を受けた職員の職名、氏名、年齢及び前職について、職名、年齢及び前職は、開示されるべきである。この部分は個人を特定できる情報とは考えにくい。
- (3) 顛末書が、非開示になると、県民の知る権利が奪われることになり、開かれた行政は無となり、情報公開制度も多くの意義を失う。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が非開示理由説明書及び意見陳述において説明している内容は、概ね次のとおりである。

- 1 顛末書及びその添付資料については、個人の信条心理等が詳細に記載されており、通常、それらの内容が一般には知らされないことがないとの前提で徴取されたものであり、仮にこれらの情報を公開することとなれば、非違行為を行った職員は事情聴取及び顛末書の内容が公開されることを意識し、事実をありのままに述べることに對して消極的な対応を取ることが想定されるため、条例第7条第2号及び第6号に該当する。
- 2 嚴重注意を受けた職員の職名、氏名、年齢及び前職については、公表しておらず、公知の事実とは言えず、また、氏名以外の職名、年齢及び前職についても個人を識別できる情報であるため、条例第7条第2号に該当する。
- 3 条例第7条第2号及び第6号を除く部分については、開示しており、異議申立人の目的は達していると考ええる。

第5 審査会の判断

- 1 本件対象公文書について

本件異議申立ての対象となった公文書は、「①岡山県公立学校長に対する行政措置について、②県立高等学校における必履修教科・科目の不適切な取扱いについて及び③必履修科目の時間数不足に関する報告書、顛末書及び添付書類」（以下「本件対象公文書」という。）である。

実施機関は、本件開示請求を受け、本件対象公文書のうち、条例第7条第2号（個人情報）及び同条第6号（行政執行情報）に該当する情報が含まれている部分を非開示として、一部開示とする本件処分を行っている。

本件異議申立ては、本件処分として非開示とした部分について、開示を求めるといふものである。

- 2 本件対象公文書に係る条例上の非開示条項について

- (1) 条例第7条第2号（個人情報）の規定について

条例第7条第2号は、「個人に関する情報であつて、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）」を原則として非開示とすることを定め、その上で、ただし書イにおいて、「法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」については、個人の権利利益の保護の観点から非開示とする必要がないため開示することとし、同ハにおいて、「当該個人が公務員等である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分」については、県民に対し説明する責任を全うするため開示することとしている。

また、条例第3条において「実施機関は、この条例の運用に当たっては、県民の公文書の開示を請求する権利を十分に尊重するとともに、個人に関する情報が十分に保護されるよう最大限の配慮をしなければならない。」と規定しており、本号の解釈、運用に当たっては、この規定の趣旨を十分に尊重する必要がある。

(2) 条例第7条第6号（行政執行情報）の規定について

条例第7条第6号は、「県の機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人又は地方公社が行う事務又は事業に関する情報であつて、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」を原則非開示とすることを定めており、その事業の例示の中に「人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ」が明示されている。

3 非開示条項該当性の具体的検討について

2で示した非開示条項を基準として、実施機関が非開示とした「顛末書及びその添付書類」及び「行政措置一覧（案）中嚴重注意を受けた職員の職名、氏名、年齢及び前職」が条例で定める非開示情報に該当するか否かを具体的に検討する。

(1) 「顛末書及びその添付書類」について

顛末書及びその添付書類は、処分の原因となった高等学校の未履修の背景、職員の信条心理などが詳細に記述されている。これらの情報は、実施機関が懲戒処分を行うに際し、処分等の必要性及び量定の判断に必要なものであるが、顛末書及びその添付書類の作成は、特段強制力を持った権限に基づいて行われるものでなく、あくまで、任意に関係者の協力の下で行われたものであると認められる。

顛末書及びその添付書類の提出については、通常、それらの内容が一般には知られることがないとの前提で作成されたものであり、仮にこれらの情報を公開することとなれば、職員は、顛末書の内容が公開されることを意識し、事実をありのままに述べることに對して消極的な対応を取ることが想定される。

したがって、顛末書及びその添付書類は、公にすることにより、実施機関が正確な事実の把握のもと、懲戒処分を適切に実施する上で支障を生じるおそれがあると認められることから条例第7条第6号に該当するものと判断する。

また、職員の信条心理を記載した部分については、職員個人の思想、内面の感情に関する記載であり、公務員の身分取扱いに係る情報であることから、「職務に関する情報」ではあつても、「職務の遂行に係る情報」には当たらないと解され、条例第7条第2号ただし書ハに該当せず、条例第7条第2号に該当するものと判断

する。

以上により、顛末書及びその添付書類について、条例第7条第2号（個人情報）及び同条第6号（行政執行情報）の非開示情報に該当すると認められる。

(2) 「行政措置一覧（案）中嚴重注意を受けた職員の職名、氏名、年齢及び前職」について

行政措置一覧（案）中嚴重注意を受けた職員の職名、氏名、年齢及び前職は、条例第7条第2号の個人に関する情報で特定の個人を識別できる情報である。このため、当該職員の職名、氏名、年齢及び前職が、個人に関する情報のうち例外的に公開することとされているものに該当するかどうかを検討することとする。

ア 「法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」への該当性について

条例第7条第2号ただし書イに定められている「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」とは、慣行により、現に何人も知りうる状態におかれている情報又は開示請求時点においては公にされていないが、将来、公にすることが予定されている情報をいう。

行政措置一覧（案）中嚴重注意を受けた職員の職名、氏名、年齢及び前職については、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報ではなく、かつ、公知の事実とは言えないため、条例第7条第2号ただし書イには該当しないものと判断する。

イ 「職務の遂行に係る情報」への該当性について

条例第7条第2号ハに定められている「職務の遂行に係る情報」とは、公務員が行政機関又はその補助職員として、担任する事務を遂行する場合における当該情報をいい、これらの情報は公務員の個人としての権利利益を保護する必要があるが、県民に対する説明責任を全うするため開示することとされているものである。しかしながら、公務員個人の勤務態度、勤務成績、処分歴等の職員としての身分取扱いに係る情報については、公務員としての「職務に関する情報」ではあっても、「職務の遂行に係る情報」には当たらないと解されている。

嚴重注意を受けた職員の職名、氏名、年齢及び前職については、懲戒処分に係るものであり、職員の身分取扱いに係る情報であることから条例第7条第2号ハには該当しないものと判断する。

なお、異議申立人は、職名、年齢、前職については、個人を特定できる情報とは考えにくいと主張しているが、氏名以外のこれらの情報も職員名簿等と照合することにより、特定の職員を識別することができると考えられるので、異議申立人の第3の2の(2)の主張については採用できない。

4 異議申立人のその他の主張について

異議申立人は、その他種々主張するが、当審査会は、実施機関から本件処分に係る公文書の開示の可否の決定について意見を求められているものであり、それらの主張について意見を述べる立場にない。

5 結論

以上により、実施機関が、本件対象公文書について、条例第7条第2号（個人情報）及び同条第6号（行政執行情報）に該当する情報が含まれていることを理由として、公文書一部開示決定とした本件処分は妥当であると認められることから、「第1 審査会の結論」のとおり判断した。

第6 審査会の経過等

当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
平成20年 4月10日	実施機関から諮問を受けた。
平成20年 5月14日	実施機関から理由説明書が提出された。
平成20年 5月29日 (審査会第1回目)	事案の審議を行った。
平成20年 6月 2日	異議申立人から意見書が提出された。
平成20年 7月 1日 (審査会第2回目)	事案の審議を行った。
平成20年 8月25日 (審査会第3回目)	実施機関の意見陳述の聴取を行った。
平成20年 9月30日 (審査会第4回目)	事案の審議を行った。
平成20年11月11日 (審査会第5回目)	事案の審議を行った。
平成20年12月 3日	実施機関に対し答申を行った。

岡山県行政情報公開・個人情報保護審査会委員名簿

氏 名	職 名	備 考
会 長 神 山 敏 雄	岡山大学名誉教授	審査会第4回目まで審議
会長職務代理者 清 野 幸 代	弁護士	審査会第4回目まで審議
会長職務代理者 宇佐美 英 司	弁護士	
進 藤 貴 子	川崎医療福祉大学 医療福祉学部准教授	
森 義 郎	岡山県農業信用基金協会 専務理事	
会 長 中 村 誠	岡山大学大学院社会文化科学研究科教授	審査会第5回目から審議
藤 田 奈 美	弁護士	審査会第5回目から審議